

第40号議案

加東市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月15日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

加東市後期高齢者医療に関する条例（平成20年加東市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の加東市後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和2年5月1日から適用する。

## 第40号議案 要旨

### 加東市後期高齢者医療に関する条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合で、療養のために労務に服することができず、給与の全部又は一部を受けることができなかつた後期高齢者医療被保険者である被用者に対して、兵庫県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金を支給するに当たり、市が申請の受付事務を行う必要が生じたため、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第25号）附則第5条に規定する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を加えること。（第2条関係）

#### 3 施行期日等 公布の日（令和2年5月1日から適用）

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8)</u> 前各号に掲げる事務に付随する事務</p>	<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8)</u> <u>広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9)</u> 前号に掲げる事務に付随する事務</p>